

第 2 期
上里町建築物耐震改修促進計画

(平成 25 年 3 月)

平成 29 年 3 月



上里町

第2期上里町建築物耐震改修促進計画

目次

1 計画の概要	1
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	2
(4) 計画区域	2
(5) 対象建築物	3
2 上里町で想定される地震及び被害	6
(1) 埼玉県における地震被害履歴	6
(2) 上里町で想定される地震被害想定	7
3 建築物の耐震化の現状と目標	12
(1) 既存建築物棟数	12
(2) 耐震化の現状	13
(3) 耐震化の目標設定	19
4 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 ..	24
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	24
(2) 役割分担	24
(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	25
(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	29
(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	29
5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	31
(1) 地震ハザードマップの公表・周知	31
(2) パンフレットの作成・活用、セミナー・講習会の開催	32
(3) 情報提供の充実及び相談体制の整備	32
(4) 防災訓練等と連携した耐震化の普及活動	32

6 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等	33
(1) 法による指導等の実施	33
(2) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施	33
7 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項	35
(1) 関係団体等による協議会の活用	35
(2) 地震保険の加入促進に資する普及啓発	36
(3) 計画の進行管理	36

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景と目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人もの尊い命が失われました。地震による直接的な死者数は5,502人であり、このうち約9割が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死と報告されています。また、倒壊した建築物による道路の閉塞は、火災の発生等による避難・救援・消火活動を妨げ、被害の拡大をまねく大きな原因となりました。

近年では、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、新潟中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）など、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっていました。

このような状況の中、平成23年3月には、東北地方の太平洋沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）が発生しました。この巨大地震は、東北地方から関東地方にかけて広い範囲にわたって甚大な被害をもたらし、津波による被害が大きく注目されていますが、地震による直接的な被害を受けた建築物や周辺構造物も多かったことから、改めて建築物の耐震性や建物内の安全性確保の重要性が確認されています。

建築物の耐震性の向上については、国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、地震による死者数及び経済被害額の被害想定を平成27年度までに半減させるという目標が定められました。この目標を達成するためには、住宅及び建築物の耐震化（平成17年度の全国的な耐震化率75%を10年後の平成27年度に90%とすることを目標設定）が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成7年に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」とする。）が中央防災会議の方針に基づき、法の一部が平成17年11月に改正され、平成18年1月に施行されました。

この法改正において、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が定められ、これを受けて平成19年3月に、埼玉県において「埼玉県建築物耐震改修促進計画」（以下「県計画」とする。）が策定されました。

また、法第5条第7項において「市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための計画を定めるよう努めるとする。」と規定されています。

これらを背景に町では、従来の計画期間が平成27年度までであり、次年度以降も引き続き建築物の耐震化を図り、今後発生が予想される地震被害から町民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、「上里町建築物耐震改修促進計画」（平成25年3月策定）を改定し「第2期上里町建築物耐震改修促進計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、法の内容を踏まえるとともに、県計画や町の防災に係る総合的な運営を計画化した「上里町地域防災計画」等との整合を図りつつ、建築物の耐震化を促進していくために策定するものです。

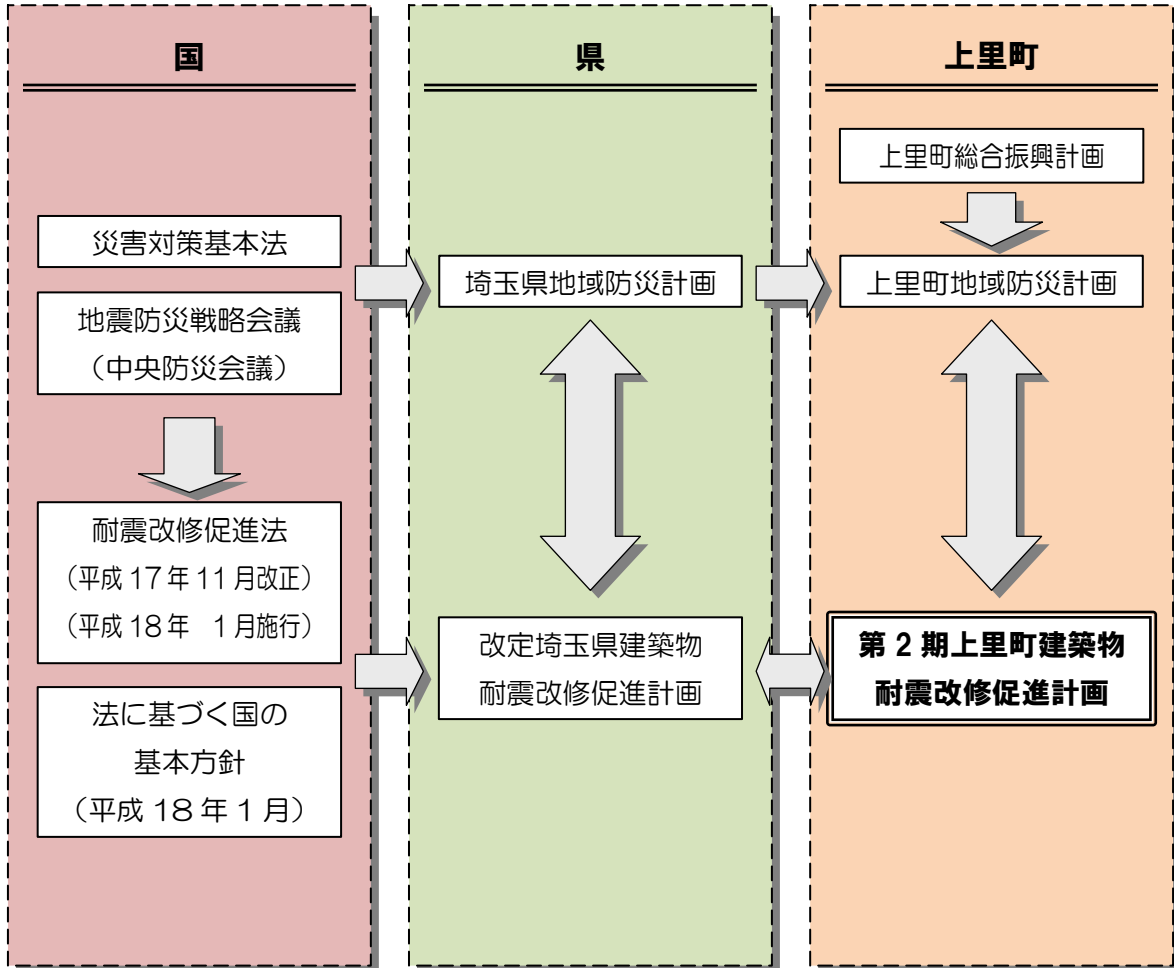


図 1-1 【第2期上里町建築物耐震改修促進計画の位置づけ】

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本的方針及び県計画にあわせ、平成32年度までとします。また、今後の社会情勢や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、計画内容や目標の見直しを行います。

なお、平成33年度以降も状況を勘案した上で、引き続き耐震化の促進に努めます。

(4) 計画区域

本計画の対象区域は、上里町の全域とします。

(5) 対象建築物

昭和 53 年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和 56 年 6 月に耐震基準の抜本的な見直しを含む新しい建築基準法（以下、「新耐震基準」とする）が施行されました。

阪神・淡路大震災では住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見られ、特に昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の建築物に大きな被害が発生・集中しました。

これを踏まえて、本計画の対象建築物は、原則として昭和 56 年以前に建てられた旧耐震基準が適用されている建築物を対象とし、震災時における必要性や緊急性を考慮して、優先的に耐震化を図ります。

表 1-1 【計画の対象建築物】

種類	内容
住宅	・ 戸建住宅（併用住宅等を含む） ・ 共同住宅（共同住宅、寄宿舎、専用住宅、アパートを含む）
民間特定建築物	・ 耐震改修促進法第 6 条第 1 号から第 3 号に定める特定建築物
町有建築物	・ 特定建築物（耐震改修促進法第 6 条第 1 号） ・ 避難場所指定の建築物や防災上重要な建築物 ・ 多数の者が利用する建築物

【参考：特定建築物について】

法第 6 条では、以下の建築物（特定建築物）を所有する者に対して耐震診断・耐震改修の努力義務を課している。

- ・ 多数の者が利用する建築物、利用者の滞在時間が長い建築物、防災上重要な建築物
(法第 6 条 1 号)
- ・ 被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物を取り扱う建築物
(法第 6 条 2 号)
- ・ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (法第 6 条 3 号)

なお、耐震改修促進法第 6 条に定める特定建築物の一覧を次頁に示します。

表 1-2 【耐震改修促進法第 6 条に定める特定建築物一覧表】

法 6 条	用 途	特定建築物の規模要件	※指示対象となる規模要件	
第 1 号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、もしくは特別支援学校 上記以外の学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	1,500 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	750 m ² 以上	
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
	第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物(次ページ参照)	500 m ² 以上
	第 3 号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	一定の高さ以上の建築物(次ページ参照)	

※出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 平成 7 年 12 月

表 1-3 【第 6 条第 2 号に規定する特定建築物について】

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2. 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
4. マッチ	300 マッチトン [*]
5. 可燃性のガス (7 及び 8 を除く)	2 万 m ³
6. 圧縮ガス	20 万 m ³
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	毒物 20 t 劇物 200 t

※マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で 7,200 個、約 120kg

※出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 平成 7 年 12 月

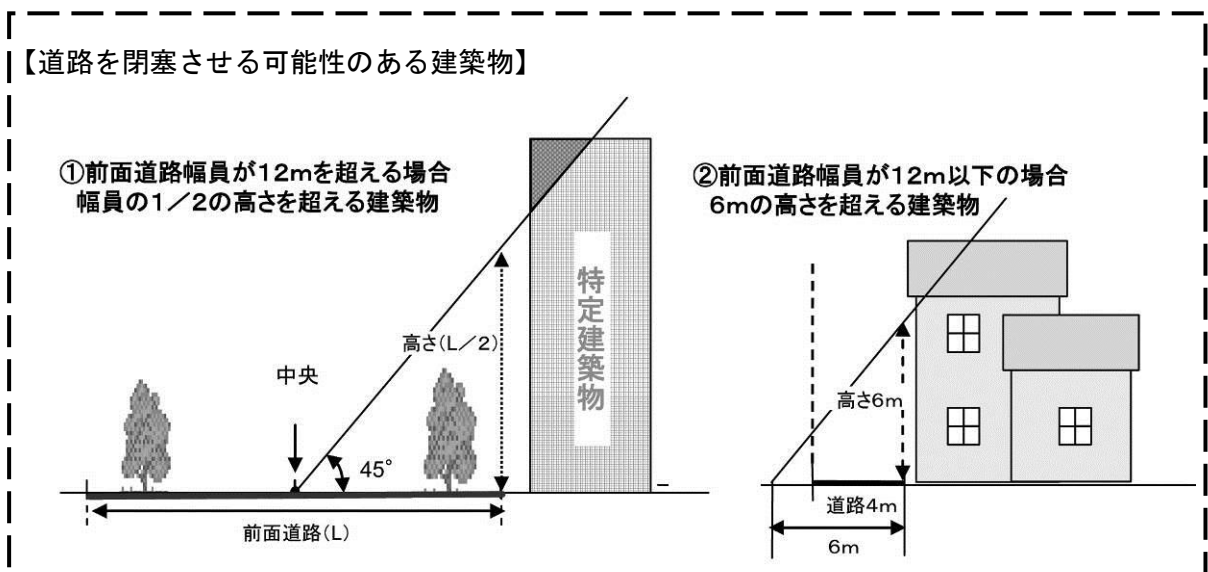


図 1-2 【第 6 条第 3 号に規定する特定建築物について】

※出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 平成 7 年 12 月

2 上里町で想定される地震及び被害

(1) 埼玉県における地震被害履歴

町を含む埼玉県とその周辺で発生し、大きな被害を与えた地震は下表のとおりです。

表 2-1【埼玉県における地震被害履歴】

発生年月日	M	緯度経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878.11.1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・堀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855.11.11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿場3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894.6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や草薙では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923.9.1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968.7.1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割りに小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989.2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に堀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
2005.2.16	5.4	36.0 140.0	40	茨城県 南部	茨城県で最大震度5弱を観測。フィリピン海プレートと陸のプレートの境界で発生した地震。県内で負傷者6名。
2005.7.23	6.0	35.5 140.2	73	千葉県 北西部	東京都で最大震度5強を観測。太平洋プレートの沈み込みに伴う地震。県内で負傷者9名。
2005.8.16	7.2	38.1 142.4	42	宮城県沖	宮城県で最大震度6弱を観測。太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生した地震。県内で負傷者4、住家全壊1
2011.3.11	9.0	38.0 142.5	24	三陸沖	(東日本大震災)宮城県で最大震度7を観測。東日本の広い範囲に甚大な被害。県内では、重傷者6、軽傷36、建物全壊24、半壊194、全焼1の被害が発生(平成24年9月5日 警視庁)。

※出典：「埼玉県地域防災計画(資料編)」平成19年3月 埼玉県防災会議に加筆

(2) 上里町で想定される地震被害想定

埼玉県では「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月）を行っており、以下の5つの想定地震について建物、人的、ライフライン等の被害想定結果が示されています。町の地震被害想定を、これに基づき、表 2-3 に示します。

表 2-2 【埼玉県地震被害想定調査における想定地震】

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都圏直下型地震として起こる地震の中で、切迫性が高いものを想定
茨城県南部地震	7.3		
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
関東平野北西縁断層帯による地震	8.1		
元禄型関東地震	8.2	※今後30年以内の確率ほぼ0%のため選定しない	

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

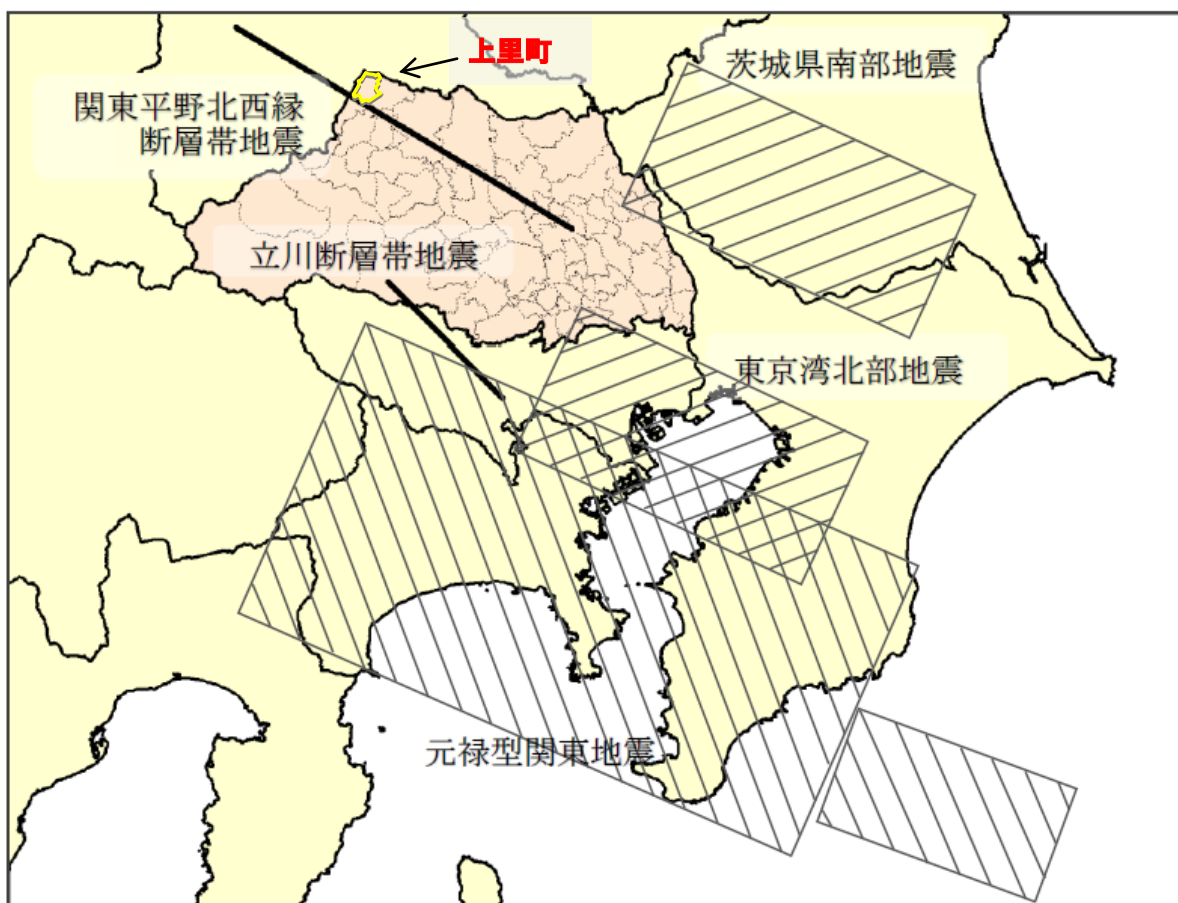


図 2-1 【想定地震の断層位置図】

表 2-3【埼玉県地震被害想定調査結果 上里町】

大項目	小項目	条件	被害内容	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	立川断層帯の地震		関東平野北西縁断層帯の地震		
						北	南	北	中	南
揺れ	最大震度			4	4	4	4	6強	6強	6強
建物	木造		全壊数(棟)	0	0	0	0	497	438	305
			全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	3.82	3.37	2.34
			半壊数(棟)	0	0	0	0	1,296	1,189	1,062
			半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	9.72	9.13	8.16
	非木造		全壊数(棟)	0	0	0	0	29	26	19
			全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.20	0.15
			半壊数(棟)	0	0	0	0	99	91	76
			半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.76	0.70	0.58
	全建物		全壊数(棟)	0	0	0	0	526	464	324
			全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	4.04	3.56	2.49
			半壊数(棟)	0	0	0	0	1,365	1,280	1,138
			半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	10.48	9.83	8.74
火災	冬 18時 3m/s	全出火件数	0	0	0	0	3.5	3.2	2.1	
		焼失数(棟)	0	0	0	0	99	40	35	
		焼失率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.59	0.24	0.21	
人的被害(人)	ブロック塀 等・火災等 による死者	冬 5時 3m/s	ブロック塀 等	0	0	0	0	0	0	0
			火災	0	0	0	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0	0	0	0
	建物被害 による死 傷者	夏 12時	死者	0	0	0	0	1	1	0
			負傷者	0	0	0	0	32	31	14
			うち重傷者	0	0	0	0	7	7	3
		冬 5時	死者	0	0	0	0	3	3	1
			負傷者	0	0	0	0	55	52	22
			うち重傷者	0	0	0	0	12	11	5
	冬 18時	死者	0	0	0	0	2	1	1	
		負傷者	0	0	0	0	35	34	14	
		うち重傷者	0	0	0	0	8	7	3	
	避難者	冬 18時 3m/s	1日後	0	0	0	0	1,929	1,616	1,227
			1週間後	0	0	0	0	3,475	2,539	2,187
			1ヶ月後	0	0	0	0	5,484	3,638	3,214
	帰宅困難者 【埼玉県 (2007)】	平日	12時	1,542	4,390	1,090	711	6,934	6,934	6,934
18時			1,411	3,846	1,152	774	6,016	6,016	6,016	
休日		12時	1,902	4,595	1,332	778	7,430	7,430	7,430	
		18時	3,019	4,392	2,244	1,430	8,050	8,050	8,050	
ライフライン	上水道		被害箇所数	0	0	0	0	149	49	51
			断水人口	0	0	0	0	23,015	13,647	14,055
	下水道		被害延長(km)	0	0	0	0	11	10	10
			機能支障人口	0	0	0	0	1,439	1,380	1,307
	都市ガス		供給停止件数	0	0	0	0	457	457	457
			供給停止率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00
	電力	地震直 後	停電世帯数	0	0	0	0	10,887	10,887	8,275
			停電率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	76.01
		1日後	停電世帯数	0	0	0	0	2,033	1,793	1,262
			停電率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	18.67	16.47	11.59
	携帯電話		停電率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	18.7	16.5	11.6
			不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.2
	電話		不通回線数	0	0	0	0	45	36	26
			不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.39	0.30	0.22

※小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

※季節・時刻の条件を示していないものは被害が最大の場合の想定結果であり、また、それぞれの項目について風速が最大の場合の結果を示している。

特に上里町における、建物への影響が最も大きいものは、関東平野北西縁断層帯による地震であり、以下に関東平野北西縁断層帯による地震の震度分布図及び建物全壊数分布図を示します。

関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：北）による地震震度分布図（M8.1）

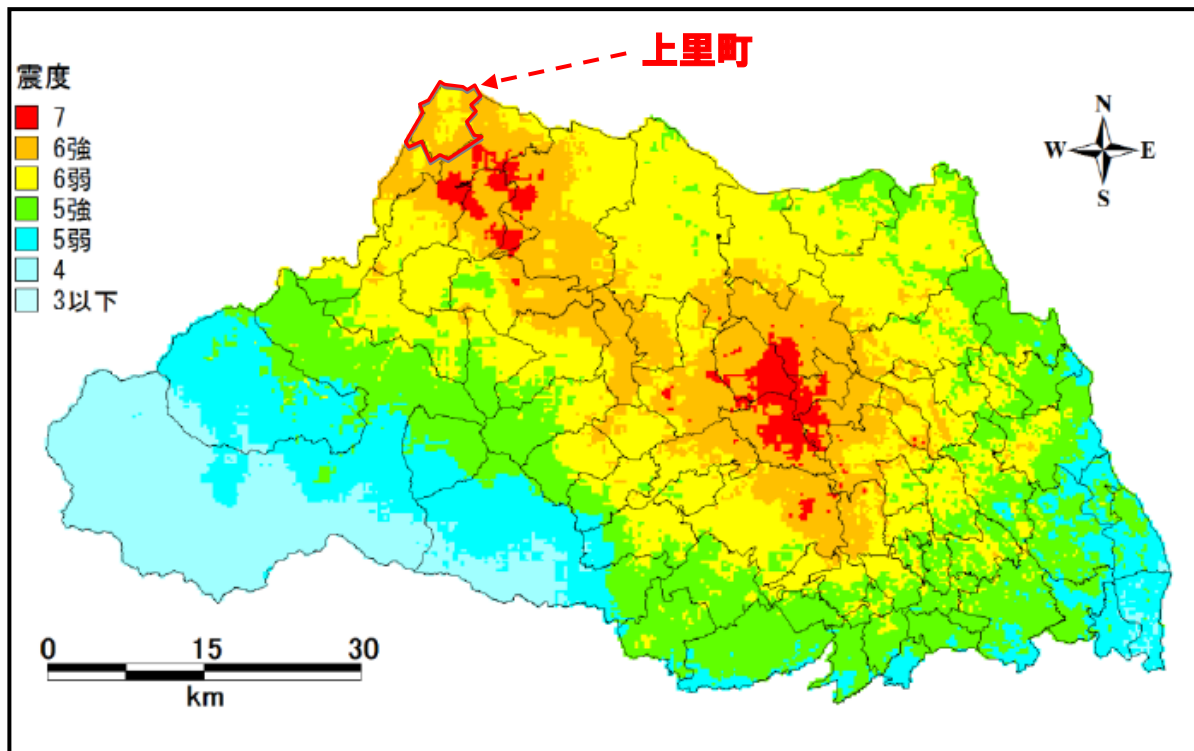


図 2-2 【250m メッシュ別関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：北）による地震震度分布図（M8.1）】

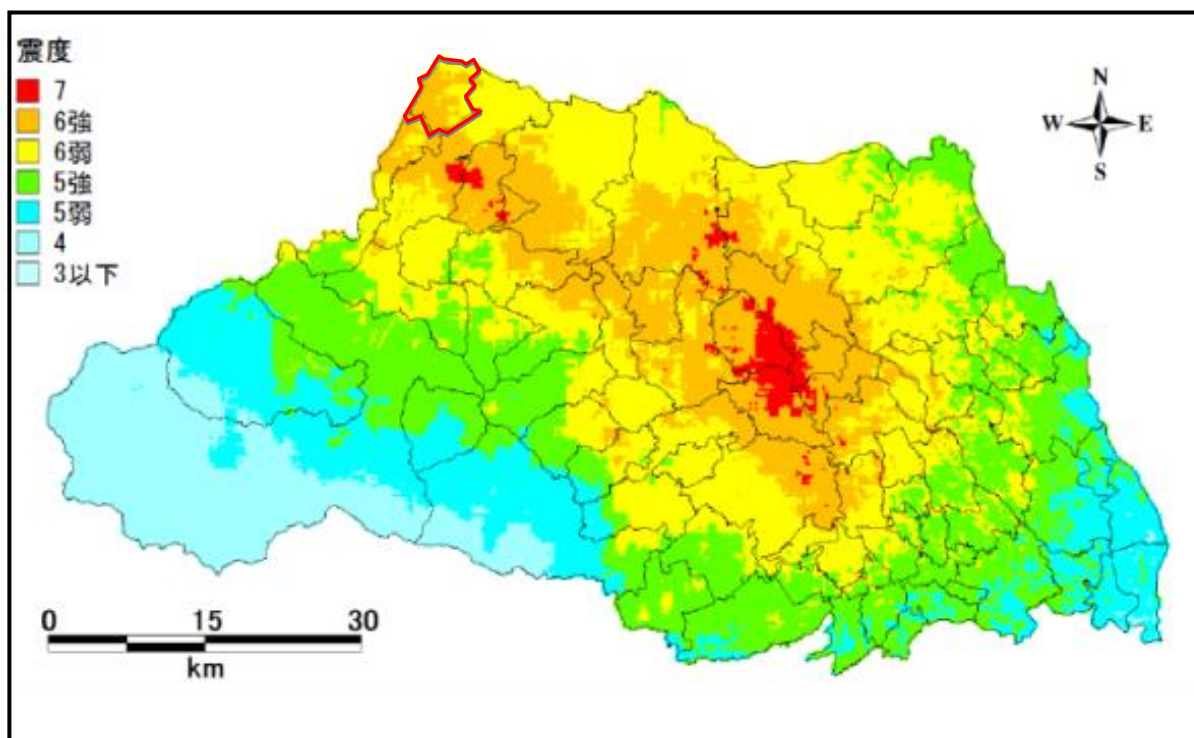


図 2-3 【250m メッシュ別関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：中央）による地震震度分布図（M8.1）】

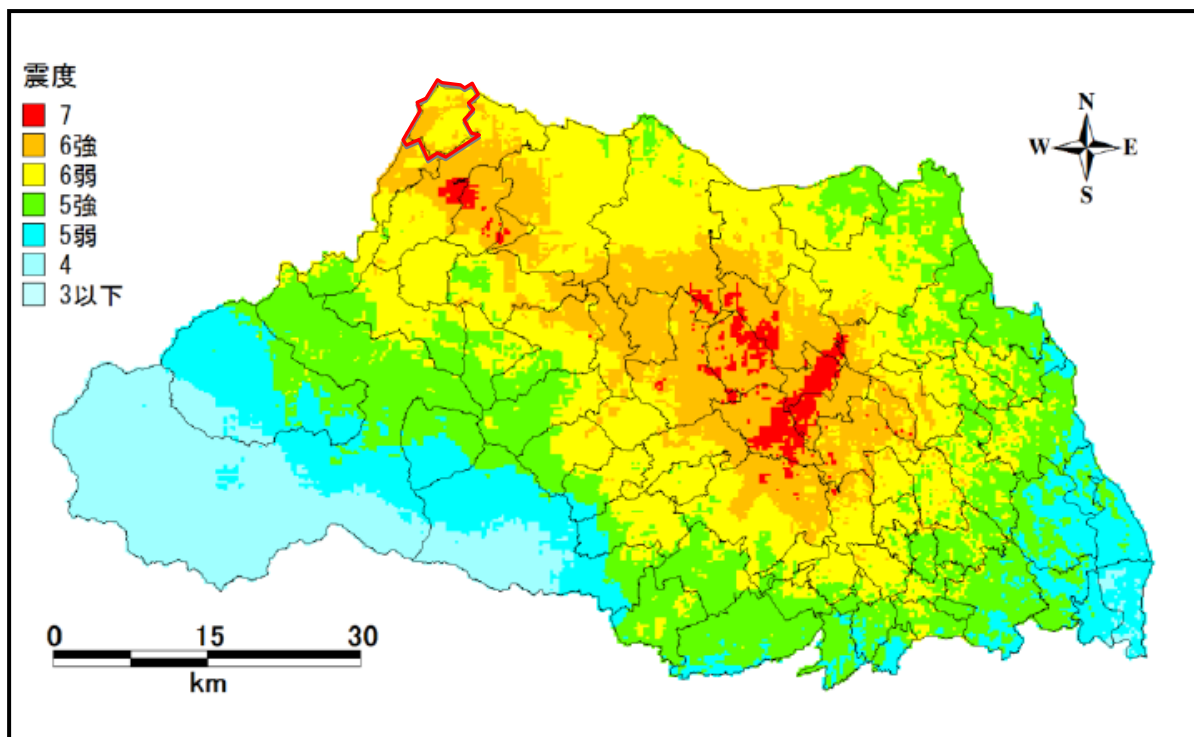


図 2-4 【250m マッシュ別関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：南）による地震震度分布図（M8.1）】

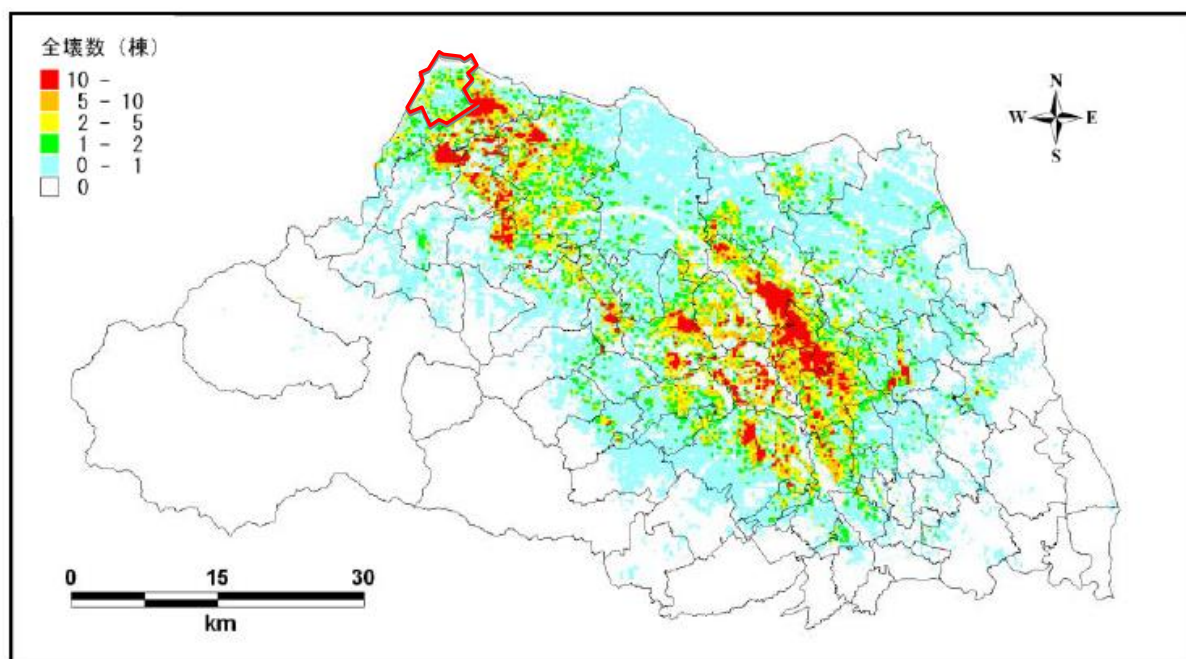


図 2-5 【250m マッシュ別揺れ+液状化による関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：北）による全建物全壊数予測分布図】

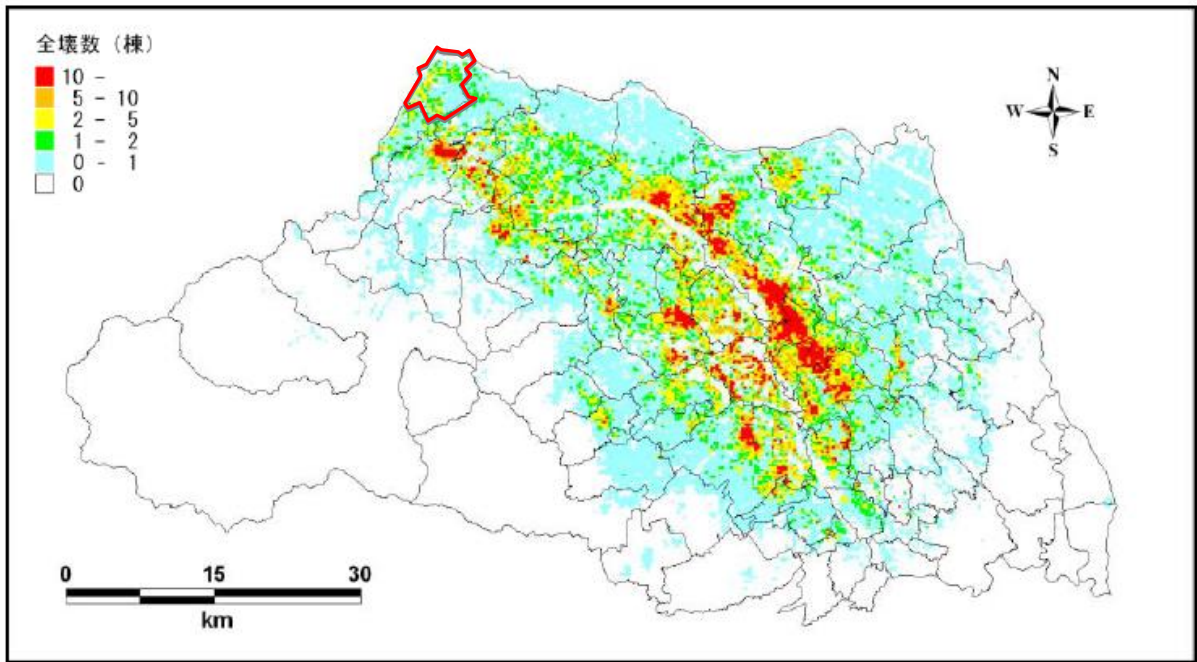


図 2-6 【250m メッシュ別揺れ+液状化による関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：中央）による全建物全壊数予測分布図】

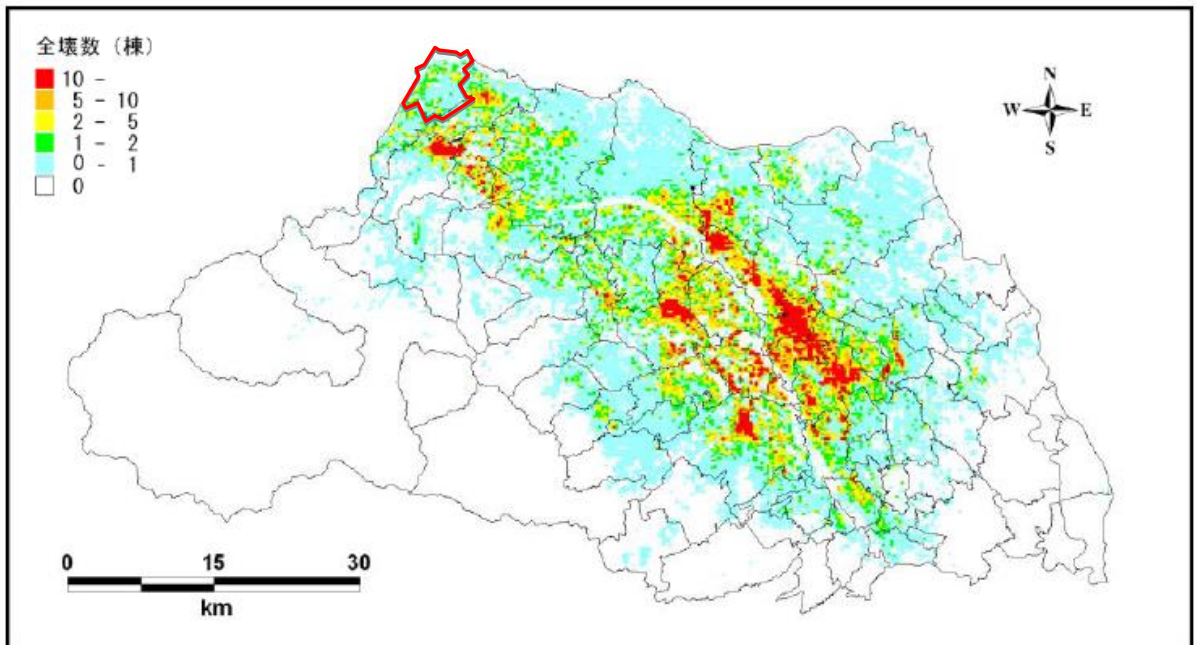


図 2-5 【250m メッシュ別揺れ+液状化による関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：南）による全建物全壊数予測分布図】

3 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 既存建築物棟数

町内の建築物総数は 21,311 棟であり、このうち民間建築物は 21,157 棟、町有建築物は 154 棟あります。また、昭和 56 年以前の既存建築物の総数は 7,235 棟で、このうち民間建築物は 7,175 棟、町有建築物は 60 棟となっています。なお、構造別でみると、木造建築物は 5,401 棟、非木造建築物は 1,834 棟です。

表 3-1 【既存建築物棟数】

(単位：棟)

区 分	総数	昭和 57 年以降	昭和 56 年以前		
			木造	非木造	
民間建築物	21,157	13,982	7,175	5,394	1,781
町有建築物	154	94	60	7	53
合 計	21,311	14,076	7,235	5,401	1,834

*町有建築物については、町有財産資料（H28）に基づき集計したものの。

*民間建築物については、固定資産税家屋課税台帳（H28）に基づき集計したものの。

(2) 耐震化の現状

①住宅の耐震化の現状

町内の住宅総戸数は 15,186 戸あり、このうち「昭和 57 年以降の建築戸数」は 11,441 戸、「昭和 56 年以前の建築戸数」は 3,745 戸となります。また、「昭和 56 年以前の建築戸数」のうち、国の推計値を基に耐震性を有する住宅戸数*を推計すると 577 戸となります。

以上から、住宅総数のうち「耐震性を有する戸数」は 12,018 戸となり、町内の住宅の耐震化率は 79.1%と推計されます。

表 3-2【住宅における耐震化の現状】

(単位：戸)

区 分	全戸数 A	新耐震 (昭和 57 年以 降の建築戸数) B	旧耐震 (昭和 56 年以前の建築戸数)			耐震性 あり F=B+D	耐震化率 (%) F/A
			総数 C	うち耐震性あり* (推計値) D	耐震性 不十分 (推計値) E=C-D		
戸建住宅	11,123	7,578	3,545	425	3,120	8,003	72.0
共同住宅	4,063	3,863	200	152	48	4,015	98.8
合 計	15,186	11,441	3,745	577	3,168	12,018	79.1

*固定資産税家屋課税台帳 (H28) に基づき集計したもの。

※旧耐震基準 (昭和 56 年以前) により建設された住宅のうち、耐震性を有する割合について

旧耐震基準適用の昭和 56 年以前に建てられた住宅のうち耐震性を有すると考えられる住宅戸数は、戸建ての 12%、共同住宅の 76%は耐震性があると推定される「住宅の耐震化率の算出方法」(国土交通省)を用いています。

②特定建築物における耐震化の現状

i) 多数の者が利用する特定建築物（法第6条第1号）

法第6条第1号に該当する特定建築物（以降、第1号特定建築物と示す）の耐震化の状況は下表のとおりです。

民間建築物及び町有建築物の第1号特定建築物は全棟数57棟で、このうち57棟全てが耐震性を有しており、耐震化率は100.0%となっています。

表 3-3【第1号特定建築物棟数】

(単位：棟)

特定建築物	総数 A	新耐震 (昭和57年以降の建築物) B	旧耐震 (昭和56年以前の建築物)		耐震性 有り E = B + D	耐震化率 (%) E / A
			総数 C	うち耐震性有り D		
学校	民間	0	0	0	0	—
	町有	13	7	6	6	100.0
	合計	13	7	6	6	100.0
体育館	民間	0	0	0	0	—
	町有	1	1	0	0	100.0
	合計	1	1	0	0	100.0
保育園・幼稚園	民間	3	3	0	0	100.0
	町有	0	0	0	0	—
	合計	3	3	0	0	100.0
病院・診療所	民間	4	4	0	0	100.0
	町有	0	0	0	0	—
	合計	4	4	0	0	100.0
賃貸共同住宅等	民間	2	2	0	0	100.0
	町有	1	1	0	0	100.0
	合計	3	3	0	0	100.0
ホテル・旅館等	民間	0	0	0	0	—
	町有	0	0	0	0	—
	合計	0	0	0	0	—
店舗	民間	2	2	0	0	100.0
	町有	0	0	0	0	—
	合計	2	2	0	0	100.0
工場・倉庫	民間	25	25	0	0	100.0
	町有	0	0	0	0	—
	合計	25	25	0	0	100.0
事務所	民間	2	2	0	0	100.0
	町有	0	0	0	0	—
	合計	2	2	0	0	100.0
老人ホーム	民間	2	2	0	0	100.0
	町有	0	0	0	0	—
	合計	2	2	0	0	100.0
庁舎など公益 上必要な建築物	民間	0	0	0	0	—
	町有	1	1	0	0	100.0
	合計	1	1	0	0	100.0
合計	民間	41	41	0	0	100.0
	町有	16	10	6	6	100.0
	合計	57	51	6	6	100.0

*町有建築物については、町有財産資料（H28）に基づき集計したものです。

*民間建築物については、固定資産税家屋課税台帳（H28）に基づき集計したものです。

*昭和56年以前に建てられた旧耐震基準による建築物のうち、耐震性が不明なものは「耐震性なし」として計上した。

表 3-4【民間第 1 号特定建築物】

(単位：棟)

区 分	総数 A	新耐震総数 (昭和 57 年以 降の建築物) B	旧耐震総数 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震性あり E=B+D	耐震化率 (%) E/A
			総数 C	うち耐震性あり D		
学校	0	0	0	0	0	—
体育館	0	0	0	0	0	—
保育園・幼稚園	3	3	0	0	3	100.0
病院	4	4	0	0	4	100.0
賃貸共同住宅等	2	2	0	0	2	100.0
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	—
店舗	2	2	0	0	2	100.0
工場・倉庫	25	25	0	0	25	100.0
事務所	2	2	0	0	2	100.0
老人ホーム	2	2	0	0	2	100.0
その他	1	1	0	0	1	100.0
合 計	41	41	0	0	41	100.0

*固定資産税家屋課税台帳 (H28) に基づき集計したもの。

*昭和 56 年以前に建てられた旧耐震基準による建築物のうち、耐震性が不明なものは「耐震性なし」として計上した。

表 3-5【町有第 1 号特定建築物】

(単位：棟)

区 分	総数 A	新耐震総数 (昭和 57 年以 降の建築物) B	旧耐震総数 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震性あり E=B+D	耐震化率 (%) E/A
			総数 C	うち耐震性あり D		
学校	13	7	6	6	13	100.0
体育館	1	1	0	0	1	100.0
賃貸共同住宅等	1	1	0	0	1	100.0
庁舎など公益上必要 な建築物	1	1	0	0	1	100.0
合 計	16	10	6	6	16	100.0

*町有財産資料 (H28) に基づき集計したもの。

*昭和 56 年以前に建てられた旧耐震基準による建築物のうち、耐震性が不明なものは「耐震性なし」として計上した。

ii) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物（法第6条第2号）

法第6条第2号に該当する特定建築物（以降、第2号特定建築物と示す）の耐震化の状況は下表のとおりです。

第2号特定建築物は全棟数4棟で、このうち全てが昭和57年以降の建築物で耐震性を有しており、耐震化率は100%となっています。

なお、第2号特定建築物に該当する建築物は全て民間の建築物です。

表 3-6 【第2号特定建築物における耐震化の現状】

（単位：棟）

区分	総数 A	新耐震総数 (昭和57年以降 の建築物) B	旧耐震総数 (昭和56年以前の建築物)		耐震性有り E=B+D	耐震化率 (%) E/A
			総数 C	うち耐震性あり D		
民間建築物	4	4	0	0	4	100.0
町有建築物	0	0	0	0	0	—
合 計	4	4	0	0	4	100.0

*消防本部資料（H28）に基づき集計したものの。

iii) 緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある特定建築物（法第6条第3号）

緊急輸送道路沿いの建物のうち、地震時に道路を閉塞させるおそれのある建築物として、法第6条第3号（以下、第3号特定建築物と示す）に規定する高さの基準（P5参照）に該当する特定建築物を調査し、下表のとおり整理しました。

第3号特定建築物は全棟数20棟で、このうち15棟が耐震性を有しており、耐震化率は75.0%となっています。

なお、第3号特定建築物に該当する建築物は全て民間の建築物です。

表 3-7【第3号特定建築物における耐震化の現状】

（単位：棟）

路線名	総数 A	新耐震総数 (昭和57年以降 の建築物) B	旧耐震総数 (昭和56年以前の建築物)		耐震性有り E=B+D	耐震化率 (%) E/A
			総数 C	うち耐震性あり D		
国道17号	18	13	5	0	13	72.2
国道254号	2	2	0	0	2	100.0
関越自動車道	0	0	0	0	0	—
主要地方道上里鬼石線	0	0	0	0	0	—
合計	20	15	5	0	15	75.0

*外観目視により建築物を抽出した後、固定資産税家屋課税台帳（H28）と照合により集計したものです。

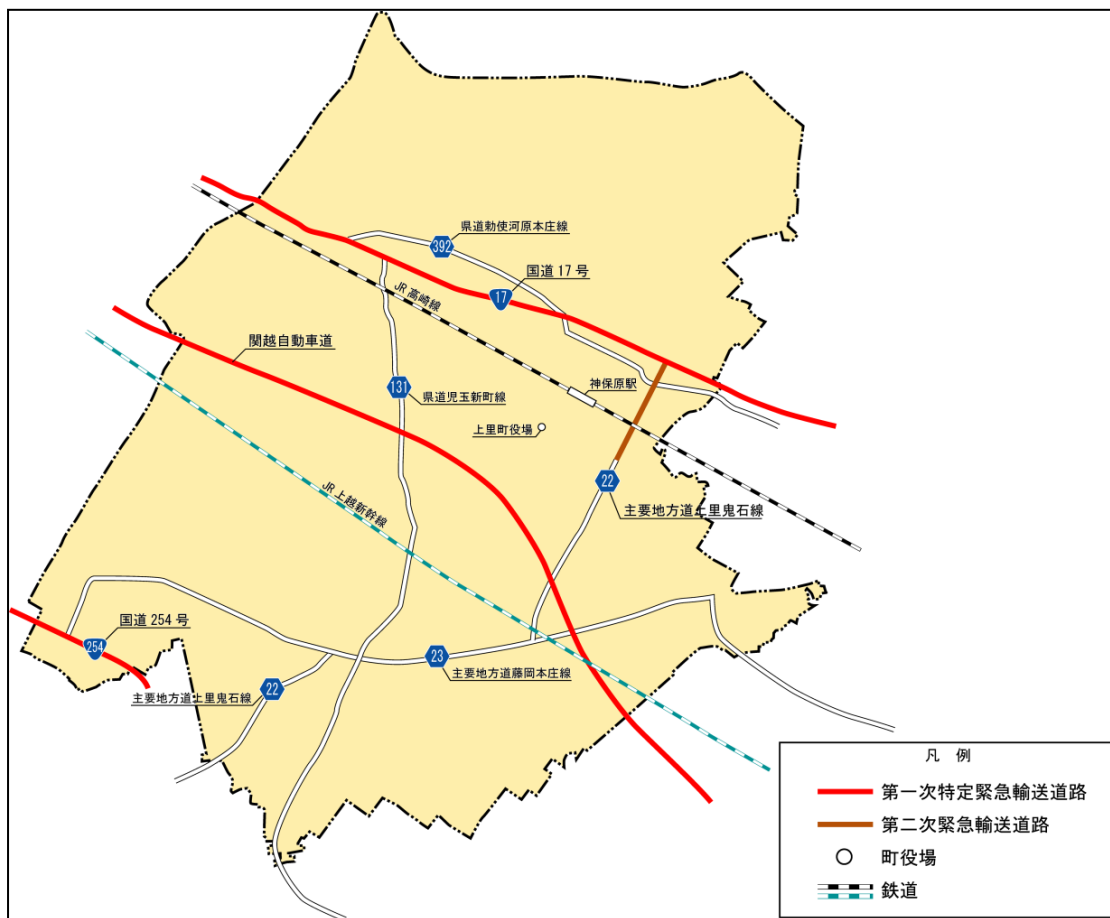


図 3-1【緊急輸送道路位置図】

③その他の町有建築物における耐震化の現状

特定建築物の規模要件に含まれない「その他の町有建築物」における耐震化の現状は以下のとおりです。

平成 28 年における「その他の町有建築物」の総数は 138 棟あり、このうち昭和 56 年以前に建築された旧耐震の建築物は 54 棟、昭和 57 年以降に建築された新耐震の建築物の総数は 84 棟となります。旧耐震の建築物のうち、耐震改修を実施した建築物を加えると、耐震性を有している建築物の総数は 91 棟となり、町有建築物全体の耐震化率は 65.9%となります。

表 3-8 【その他の町有建築物における耐震化の現状】

(単位：棟)

区 分	総数 A	新耐震総数 (昭和 57 年以降の建築物) B	旧耐震 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震化率 (%) B+D/A
			総数 C	うち耐震性あり D	
その他の 町有建築物	138	84	54	7	65.9

*町有財産資料（H28）を基に集計したもの。

*その他の町有建築物とは、学校施設や集会場、公民館などの公共・公益施設を示す。

(3) 耐震化の目標設定

国の基本方針では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%とすることを目標としています。また、県計画においても、平成 32 年度における住宅の耐震化率を 95%、特定建築物の耐震化率を 95%以上の目標としています。

これらの上位計画の目標を踏まえ、本計画における平成 32 年度末時点での耐震化率の目標を、住宅 95%、特定建築物（民間）95%以上、特定建築物（町有）100%とします。

①住宅における耐震化の目標

平成 32 年度の住宅戸数は、町の人口推移傾向を踏まえて、現時点と同程度になるものと想定します。平成 32 年度の住宅の耐震化率は、自然更新の場合、新築や耐震改修の統計値を活用し算定すると 80.8%と推計されます。町では、国の基本方針や県計画を踏まえ、平成 32 年度までに住宅の耐震化率を 95%にすることを目標とします。目標達成のためには、さらに 1,668 戸について施策等の実施による耐震化促進が必要となり、年間当たりになると 556 戸の耐震化が必要となります。

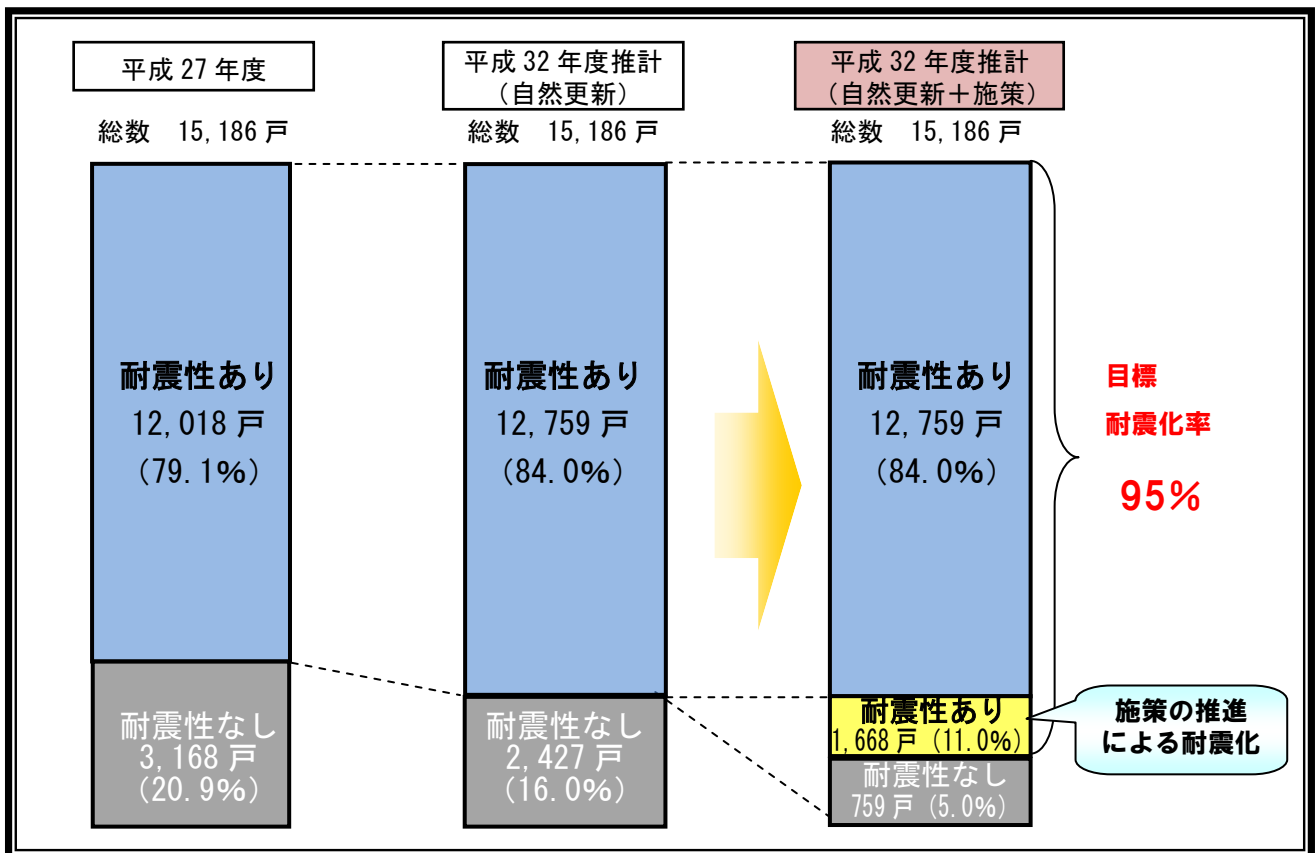


図 3-2 【住宅の耐震化率の推計】

②特定建築物における耐震化の目標

i) 民間特定建築物

町では、国の基本方針や県計画等を踏まえ、平成 32 年度までに民間の特定建築物の耐震化率を 95%以上にすることを目標とします。

平成 27 年度現在、民間の第 1～3 号特定建築物は全棟数 67 棟で、このうち 63 棟が耐震性を有しており、耐震化率は 94.0%となっています。

平成 32 年度の特定建築物棟数が平成 27 年現在と同じと仮定すると、目標を達成するためには、民間の特定建築物では 1 棟以上の耐震化が必要です。

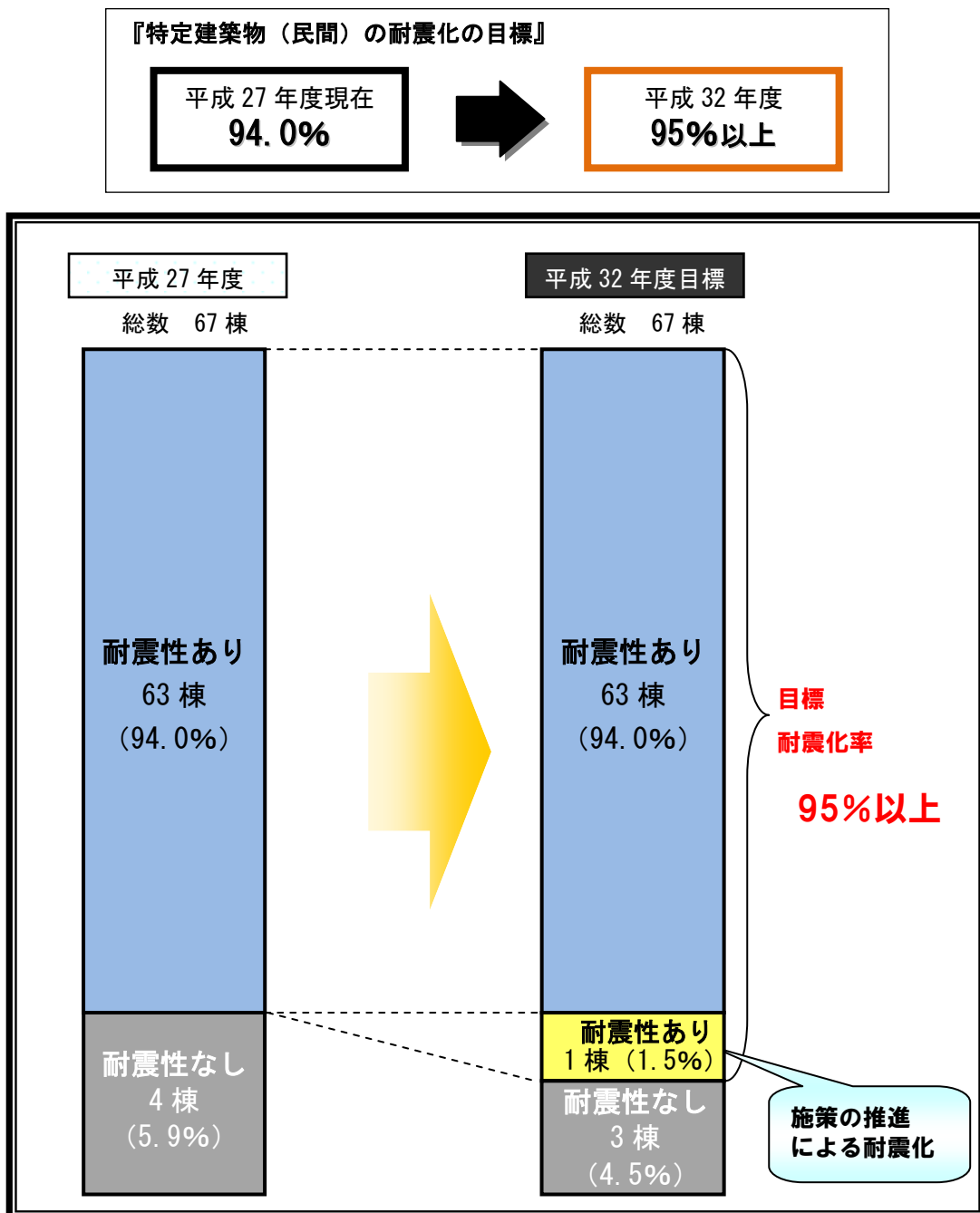


図 3-3 【民間特定建築物における耐震化の目標】

ii) 町有特定建築物

町有特定建築物の耐震化については、地震発生時の避難場所など応急活動の拠点となるため、上里町が計画的に耐震化に取り組み、耐震化を完了しています。平成27年度末時点の用途別の耐震化状況は表3-9のとおりです。

表 3-9 【町有特定建築物における耐震化率】

区 分	総数 A	新耐震総数 (昭和 57 年以 降の建築物) B	旧耐震総数 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震性 あり E=B+D	耐震化率 (%) E/A
			総数 C	うち耐震性あり D		
学校	13	7	6	6	13	100.0
体育館	1	1	0	0	1	100.0
賃貸共同住宅等	1	1	0	0	1	100.0
庁舎・郵便局など公 益上必要な建築物	1	1	0	0	1	100.0
合 計	16	10	6	6	16	100.0

*町有財産資料（H28）を基に集計したもの。

③その他の町有建築物

i) その他の町有建築物の耐震性の状況

町有建築物には、特定建築物の規模要件に満たない、防災上重要な建築物や多くの町民が利用する建築物等があります。このため、町有特定建築物の耐震化と合わせて、以下に示す町有建築物についても計画的に耐震化を図るものとしします。

- ・避難場所指定の建築物や防災上重要な建築物
- ・多数の者が利用する建築物

なお、これらの町有建築物の耐震性の状況は以下のとおりとなります。

表 3-10【その他の町有建築物】

用途区分	施設の例示	総数	新耐震基準	旧耐震基準	
					うち耐震性有り
①避難場所指定の建築物や 防災上重要な建築物	消防庁舎、小中学校の教室・ 体育館等、公民館、等	43	25	18	3
②多数の者が利用する建築物	プール更衣室、クラブ部室、 地域福祉ミニ交流センター、 体育館便所、等	35	17	18	0
計		78	42	36	3

*町有財産資料（H28）を基に、上記区分の建築物を抽出して集計したもの。

ii) 耐震改修による耐震性能向上の目標

耐震改修による耐震性能向上の目標値は、原則としてIs値 0.6 以上としますが、用途により県や国からの通知等で目標値が明示されている場合は、その数値以上とします。

表 3-11 【耐震性能ランク別一覧表】

ランク	大地震に対する耐震性能	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物「構造耐震指標」(Is 値 ^{※1})	昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の建築物「重要度係数」 ^{※2}
I	I a 耐震性が優れている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は低い	0.6 以上	1.25 以上
	I b 耐震性が確保されている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は低い		1.00 以上 1.25 未満
II	耐震性がやや劣る建築物 ・倒壊又は崩壊する危険性は、ランクⅢより低いが、地域及び地盤状況によっては、かなりの被害を受けることが想定される	0.3 以上 0.6 未満	
III	耐震性が劣る建築物 ・地域及び地盤状況によっては、倒壊又は崩壊する危険性が高く大きな被害を受けることが想定される	0.3 未満	

※1 Is 値：(財)日本建築防災協会の耐震診断基準による構造耐震指標

※2 重要度係数：大地震時、建築物に求められる耐力を建築物の用途による重要度に合わせ割増すための係数(「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成 8 年 10 月・旧建設省編)によるもの)

iii) 耐震改修の優先順位

町有建築物の耐震診断、耐震改修を進めるにあたり、優先順位を次のとおりに定めます。

□**ランクA**：特定建築物(耐震改修促進法第 6 条第 1 号)

…小中学校の教室・体育館

□**ランクB**：避難場所指定の建築物や防災上重要な建築物

…消防庁舎、小中学校の教室・体育館等、公民館

(付属棟が複数ある場合、主要な建築物を位置づけています。)

□**ランクC**：多数の者が利用する建築物

…プール更衣室、クラブ部室、地域福祉ミニ交流センター、体育館便所、等

(付属棟が複数ある場合、平常時に利用者が想定される建築物を位置づけています。)

iv) 町有建築物の耐震化の目標

法第 6 条第 1 号に規定する特定建築物(ランク A)は計画的に耐震化に取り組み、耐震化を終了しております。

なお、ランク A 以外の町有建築物(ランク B 及び C)においては、上記優先順位を考慮し、順次計画的に耐震診断と耐震改修に努め、目標年次以降も引き続き耐震化に努めます。

4 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化の促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来たすことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

そのため、町では、県と連携しながら建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえよう意識啓発を進めます。

また、所有者等の取り組みをできる限り支援するため、所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断や耐震改修に係る負担軽減のための支援策等、耐震化促進に取り組んでいきます。

(2) 役割分担

① 建築物所有者

地震による建築物の倒壊及び損傷が生じた場合、自らの生命と財産はもとより、建築物の倒壊による道路の閉塞や建築物の出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分認識して、建築物の耐震診断及び耐震改修等、主体的に耐震化に取り組むよう努めます。

② 建築関連技術者

技術者には、建築物の所有者等に耐震性向上の必要性を説明し、合理的かつ実現可能な耐震改修メニューを提示するなど耐震診断・改修等の業務を適切に遂行することにより、建築物の耐震性向上に貢献することが求められます。

③ 町

町は、町民に対して耐震診断及び耐震改修の必要性についての普及・啓発を進めるとともに、県や建築関係団体と連携し、建築物の所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう環境整備に努めます。

そして、耐震診断や耐震改修に関する情報提供、技術的・経済的支援についての施策を進めます。

一方、町が所有管理する建築物の耐震化を積極的に推進します。特に、法における特定建築物、防災上重要な建築物等について計画的に耐震化を進めるものとします。

(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

①助成制度の活用

i) 住宅や民間建築物の所有者に対する助成

■県が行う支援制度

県では、所管行政庁 11 市以外の区域の多数の者が利用する建築物の耐震化を図るための補助制度を創設しています。県の補助制度を活用し、町内の民間建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

表 4-2【埼玉県建築物耐震改修等事業の概要】

区分	耐震診断	耐震改修設計・建替設計	耐震改修工事・建替工事
補助率	2/3	2/3	<ul style="list-style-type: none"> 一般建築物 23% 緊急輸送道路閉塞建築物及び避難施設等 2/3
補助限度額	300 万円	<ul style="list-style-type: none"> 一般建築物 1,300 万円（設計＋工事） 緊急輸送道路閉塞建築物・避難施設等 4,400 万円（設計＋工事） 	
補助対象事業費	<ul style="list-style-type: none"> 1,000 ㎡までの部分 ⇒2,060 円/㎡ 1,000 ㎡超～2,000 ㎡ ⇒1,540 円/㎡ 2,000 ㎡超の部分 ⇒1,030 円/㎡ 	3,300 円/㎡	<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅(マンションを除く) 33,500 円/㎡ マンション 49,300 円/㎡ 共同住宅以外の建築物 50,300 円/㎡
主な事業要件	対象区域	所管行政庁（12市）を除く区域	
	対象者	建築物の所有者等（国、地方公共団体又は独立行政法人等を除く）	
	用途	学校、病院、劇場、百貨店、事務所、保育園、老人ホーム、店舗、賃貸共同住宅等	
	規模	階数 1～3 以上かつ延べ面積 500 ㎡・1,000 ㎡以上	
	建築時期	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築されたもの	
	事業完了時期	補助金交付申請書提出日の属する年度の 3 月 15 日までに完了するもの	

※出典：埼玉県 HP（平成 29 年 1 月現在）

■町が行う支援制度

町では、昭和 56 年以前に建築された戸建て住宅について、耐震診断及び耐震改修の支援を行います。

また、昭和 56 年以前に建築された行政区が所有・管理する集会所や老人ホーム、保育所、児童厚生施設、幼稚園などについては、建物規模に関係なく耐震診断や耐震改修に要する費用の助成を検討して参ります。

ii) 町に対する助成

■住宅・建築物安全ストック形成事業（国）

国が地方公共団体の事業を支援するため設けられた「社会資本整備総合交付金」制度内の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し、町有建築物の耐震診断及び耐震改修工事を推進します。

②融資制度の活用

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、町では、耐震改修を検討している方に、これらの制度の周知を図ります。

表 4-3【融資制度の概要】

対象	主な要件等
戸建て住宅	住宅金融支援機構のリフォーム融資（耐震改修工事） 融資限度額 ①基本融資額：1,000万円（住宅部分の工事費の80%が上限） ②債権加算額・郵貯加算額 住宅債権積立者：210万円～480万円 住宅積立郵便貯金積立者：100万円
マンション	住宅金融支援機構の共用部分リフォーム融資（耐震改修工事） 融資額：工事費の80%以内（1戸当たり150万円を上限） 金利の優遇：融資金利は申込み時の金利が適用。（金利は毎月見直し）
戸建て住宅 アパート・ 賃貸マンション	「埼玉の家」耐震・安全リフォームローン 県の定めた基準に基づいて耐震リフォーム工事を行う場合、連携する民間金融機関（埼玉りそな銀行）において基準金利より低い金利で融資

※出典：住宅金融支援機構HP、埼玉県HP

※平成29年1月現在

③税制に関する措置の活用

耐震改修等についての税制措置が以下のとおり行われており、耐震改修を検討している方に周知を図ります。

表 4-4【税制措置の概要】

対象	主な要件等
改修	<p>□住宅ローン減税 10年間、ローン残高の1%を所得税から控除</p> <p>□住宅に係る耐震改修促進税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：個人が、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合には、その耐震改修に要した費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（250万円を上限）の10%相当額を所得税額から控除 ・固定資産税：昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について、耐震改修に要した費用が50万円以上である一定の耐震改修を行った場合には、その住宅に係る固定資産税（120㎡相当部分まで）を1/2減額 <p>[固定資産税の減額期間] 改修完了年の翌年度から1年度分</p> <p>□事業用建築物に係る耐震改修促進税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税・法人税：事業者が行う特定建築物の耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事の費用について、10%の特別減税

※出典：国土交通省HP

※平成29年1月現在

④無料簡易耐震診断等の実施（出前診断を含む）

町は、県で実施する木造住宅の無料簡易耐震診断等を住民に周知し、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

なお、木造住宅の無料簡易耐震診断は、昭和 56 年以前に建築された、1～2 階建て木造住宅、延べ面積 500 m²以下（プレハブ住宅を除く）を対象に、埼玉県熊谷建築安全センターにおいて実施しています。

表 4-5【埼玉県 木造住宅の無料耐震診断の具体的方法】

	内 容
≪ステップ1≫ 申込方法	<p>住宅の所有者又はその家族が各階平面図を相談窓口を持参し、窓口備付けの耐震診断申込書に必要事項を記入して下さい。</p> <p>申込にあたっては、下記の内容について、わかる範囲で結構ですので事前にご確認下さい。（確認できますとより正確に診断ができます。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 住宅の建築年度 • 地盤の種類（関東ローム層、埋立地、盛土地で大規模な造成工事による、など） • 住宅の基礎（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、ひび割れがあるコンクリート造、玉石、など） • 住宅の屋根（かや葺き、瓦葺き、スレート葺き、など） </div>
≪ステップ2≫ 診断方法	<p>パソコンソフトによる診断を実施します。</p> <p>診断は、各建築安全センターの建築安全担当窓口で行いますが、さらに自主防災組織等から要請があった場合は、集会所等に出張する出前診断も行っています。</p> <p>診断結果は、「直接窓口で報告」、又は、「郵送で報告」のいずれかの方法により報告致します。</p>
≪ステップ3≫ 診断後の対応	<p>診断結果を伝え、耐震性が劣る場合は、耐震改修についての説明・助言を行います。</p> <p>専門家による、有料（約10～20万円）の一般耐震診断を希望される方は、窓口備付けの「木造住宅耐震診断のできる建築士事務所名簿」を閲覧できます。</p>

※出典：埼玉県 HP

(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

①安心して相談できる窓口の設置

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害の防止や、耐震改修工事の相談のため、町では相談窓口を次のとおり設置します。

- 産業振興課・・・住宅リフォームや消費者被害を防ぐための相談窓口
- まち整備課・・・耐震改修工事の相談窓口

②リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会に、同時に耐震改修工事を実施することで、それぞれの工事を別々に行うよりも費用負担や工期の面で効率的です。

そのため、熊谷建築安全センターが行う耐震改修・安心リフォーム相談会等を活用し、リフォームと合わせた耐震改修の促進を図ります。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

県地域防災計画では、震災時の拠点施設を連絡するほか、震災時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、緊急輸送道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

本計画における緊急輸送道路については、県が指定する路線のうち町に位置する路線とします。

緊急輸送道路の沿道については、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

また、町は県と連携し、緊急輸送道路沿道の安全性を確保するためブロック塀、看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施し、点検後も引き続き改善状況を把握するなど、沿道の安全確保に努めます。

表 4-6 【県指定緊急輸送道路】

種 別	路 線 名	道路解説
第一次特定緊急輸送道路	国道 17 号 国道 254 号 関越自動車道	地域間の支援としてネットワークされる主要路線とする。
第二次緊急輸送道路	主要地方道上里鬼石線の一部	地域内の防災拠点などを連絡する路線とする。

※出典：埼玉県 HP

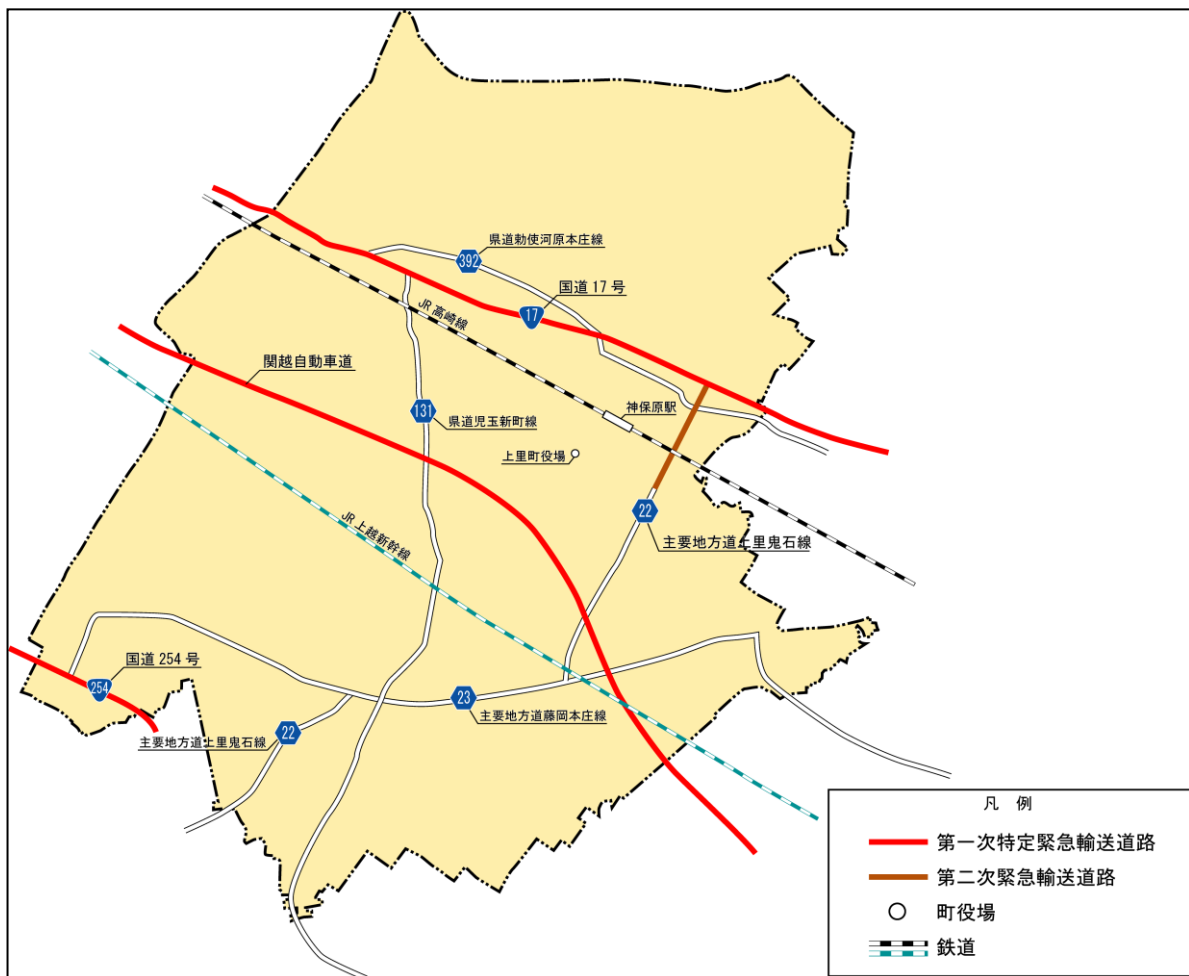


図 4-1 【緊急輸送道路位置図】

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの公表・周知

町は、建築物の所有者等の防災意識高揚を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、建築物が被害を受ける危険度を掲載した地震ハザードマップを公表しています。

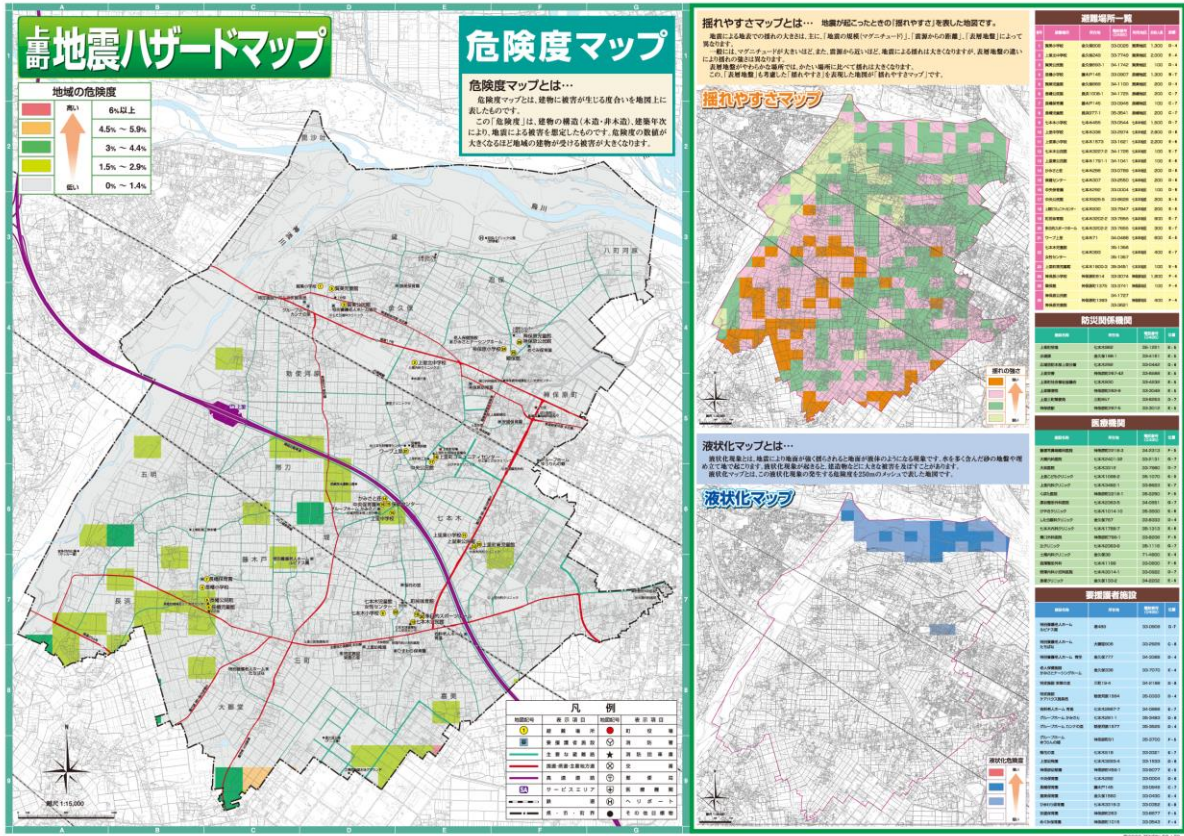


図 5-1【上里町地震ハザードマップ】

※出典：上里町 HP

(2) パンフレットの作成・活用、セミナー・講習会の開催

①パンフレットの作成・活用

本計画で定めた目標や施策等の概要について、町ホームページ上に掲載するとともに、パンフレットを作成し、町民への周知を図ります。

また、耐震化に関する各種パンフレット等（国土交通省住宅局「誰でもできるわが家の耐震診断」、一般財団法人日本建築防災協会によるパンフレット等）の配布など積極的な情報提供に努めます。



※出典：一般財団法人日本建築防災協会

②セミナー・講習会の開催

町では、県が毎年実施している地震対策セミナーや講習会等の実施について、広報やパンフレット等で、住民への周知を図ります。

(3) 情報提供の充実及び相談体制の整備

町は、住宅や特定建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修について、いつでも安心して相談できるように、相談窓口の設置に努めます。

窓口では、耐震診断の補助制度や耐震改修に対する融資制度・税制特例、耐震改修の技術的情報など、建築物所有者にとって有益な情報を提供します。

(4) 防災訓練等と連携した耐震化の普及活動

①自主防災組織との連携

広報等を通じて、県が実施している無料簡易耐震診断を受けるよう、働きかけを行います。

②防災訓練等のイベント時の普及活動

防災訓練をはじめ防災関連イベント等において、耐震診断及び耐震改修の周知活動の実施、また、建築物に関する防災コーナーの設置などにより、パンフレット等の配布や相談機会を設けるなどの普及活動に努めます。

6 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等

法第7条の規定に基づく耐震改修の実施に関する指導、助言及び指示等については、県が行うこととなります。町はこれについて必要に応じ協力するものとします。

(1) 法による指導等の実施

県及び所管行政庁11市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市及び新座市）は、法第6条に定める建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため、必要に応じて法第7条第1項の規定に基づく指導・助言並びに同条第2項に基づく指示等を実施します。

その指示に従わなかったときは、その旨を広報等を通じて同条第3項に基づく公表を行います。公表の方法については、県及び町の広報及びホームページへの掲載等とします。

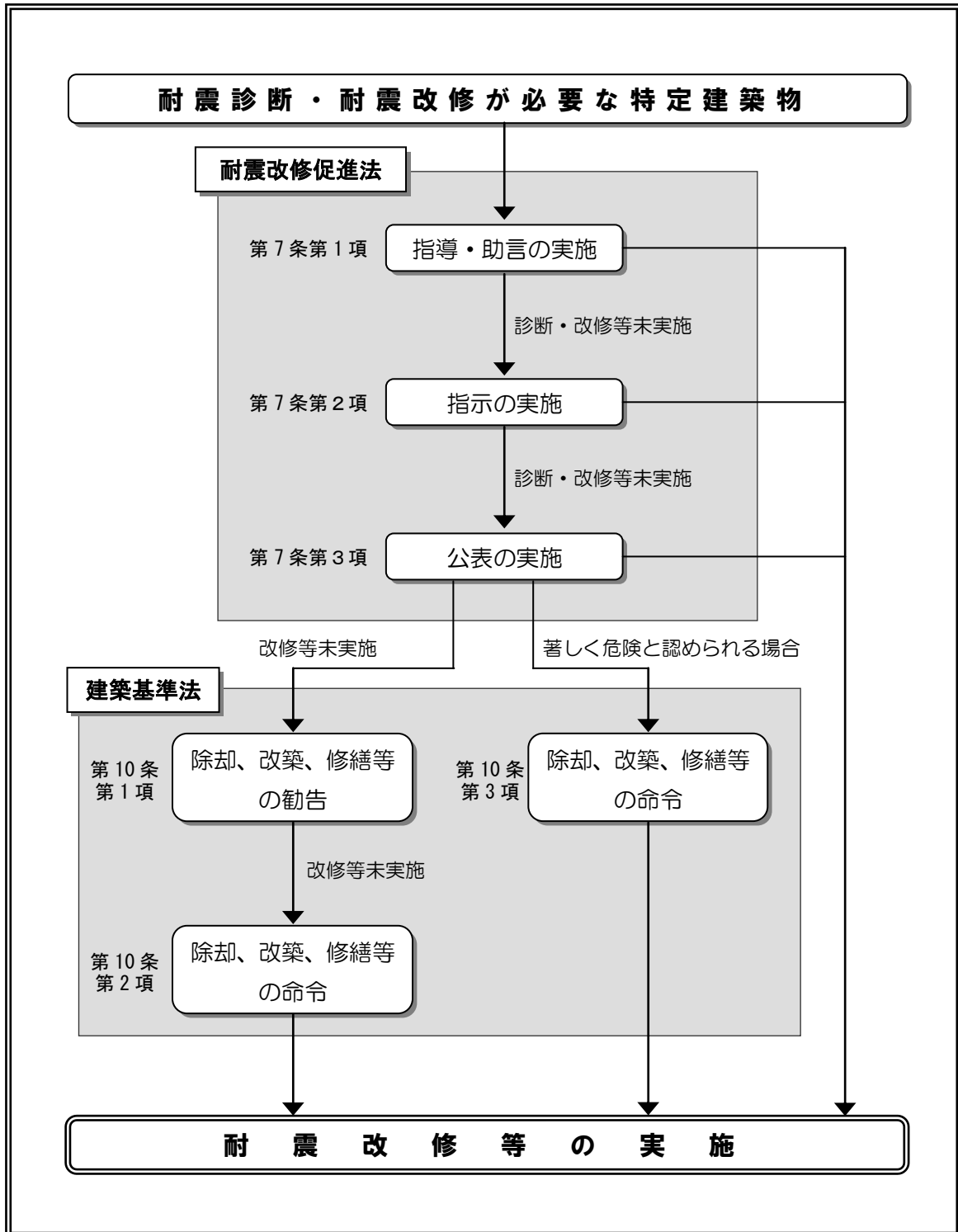
(2) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、県及び所管行政庁11市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市及び新座市）が法第7条第3項に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物について、建築基準法第10条第3項の規定に基づく改修命令を行います。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

なお、建築基準法の勧告、命令制度については、その実施に当たって、明確な根拠が必要となることから県及び所管行政庁11市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市及び新座市）と連携して行います。

表 6-1 【特定建築物所有者に対する指導等の流れ】



7 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

(1) 関係団体等による協議会の活用

町は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとします。

表 6-2【彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿】

会員数	75 会員				
県	埼玉県				
市町村	63 市町				
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市
日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町
毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町
川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町
小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
宮代町	杉戸町	松伏町			
建築関係団体	11 団体（順不同）				
社団法人埼玉建築士会			社団法人埼玉県建築士事務所協会		
財団法人埼玉県建築住宅安全協会			社団法人埼玉県建築設計監理協会		
社団法人埼玉県建設業協会			財団法人埼玉県住宅センター		
埼玉土建一般労働組合			建設埼玉		
埼玉県住まいづくり協議会			財団法人さいたま住宅検査センター		
社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部					
埼玉サテライト（JSCA 埼玉）					

※出典：「彩の国既存建築物地震対策協議会」HP

※平成 28 年 4 月 1 日現在

(2) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、現在加入率が全国平均で約 29.5%（平成 27 年度末現在）という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要があります。

このため、町は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などとともに、平成 18 年度の税制改正において新たに創設された、所得税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）等の特例措置について、情報提供に努めます。

なお、居住用建築物の耐震性能が高い場合には、耐震等級割引制度が利用できることになっています。

(3) 計画の進行管理

平成 32 年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。

耐震化の促進に向けた継続的な事業実施を行うために、町有建築物及び民間建築物の耐震化の進捗状況について定期的・継続的に検証していきます。

なお、計画の実現に向けては行政だけでなく、関係団体等との連携による事業推進が重要となります。町は関係団体等との連携を図りながら、進捗状況について適宜検証を行い、計画を達成するための取り組み方策について協議を行います。

